

青森県報

第千九百八十九号

平成十四年二月二十七日(水曜日)

目次

規則

○青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則……………

(労政・能力開発課) ……一

○青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………

(団体経営改善課) ……二

告示

○青森県ゴルフ場における農薬の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱……………

(環境政策課) ……二

○保安林の指定解除予定……………

(林政課) ……三

○漁業の許可等の申請期間……………

(水産振興課) ……三

○都市計画事業計画の変更認可……………

(都市計画課) ……三

公告

○主要農作物奨励品種の指定……………

(農林水産政策課) ……四

○主要農作物奨励品種の指定の取消し……………

(同) ……五

○右……………

(同) ……五

○右……………

(同) ……五

○県営土地改良事業計画変更の決定……………

(農村整備課) ……五

○土地区画整理組合の解散の認可……………

(都市計画課) ……五

出先機関

○道路の位置の指定……………

(弘土木事務所) ……六

収用委員会

○収用の裁決手続開始の決定……………

(監理課) ……六

規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年二月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県規則第六号

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例に規定する実技試験に係る技能検定試験受験手数料の額を定める規則(平成十二年三月青森県規則第百十一号)の一部を次のように改正する。

第一項の表中「自動販売機調整」の下に、「産業車両整備」を加え、「織機調整」

を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年二月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県規則第七号

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

青森県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十五年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表経営等改善資金の項の貸付けを受ける資格を有するものの欄中「沿岸漁業を営む個人、漁業生産組合、漁業協同組合、協業体（）」を「沿岸漁業（小型の漁船を使用して行う水産動植物の採捕の事業にあつては、総トン数十トン未満の動力漁船を使用する場合及び青年漁業者が中心となつて漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとするものとして水産庁長官が定めるもの（以下「中核的漁業者協業体」という。）が総トン数十トン以上二十トン未満の動力漁船を使用する場合に限る。以下本項及び青年漁業者等養成確保資金の項において同じ。）を営む個人、漁業生産組合、漁業協同組合、協業体（）」に改め、同項の第二号中「七十万円」の下に「（中核的漁業者協業体にあつては、三百万円）」を加え、同項の第三号の二中「漁船用エネルギー環境対応機関」を「漁船用環境高度対応機関及び」に改め、「及び潤滑油性状維持装置」を削り、「漁船用エネルギー環境対応機関を」を「漁船用環境高度対応機関を」に改め、「潤滑油性状維持装置を設置する場合は一台につき十万円」及び「。ただし、潤滑油性状維持装置の設置に必要な資金にあつては、二年以内とする。」を削り、同項の第六号中「、エンジン自動停止装置」を削り、「、消火器及びエンジン自動停止装置」を「及び消火器」に改め、同項の第八号中「、無線電話及び音響信号設備」を「及び無線電話」に、「百二十万円」を「八十万円」に改め、同表生活改善資金の項の第一号中「、太陽熱利用温水装置及びごみ焼却設備」を「及び太陽熱利用温水装置」に改め、「、ごみ焼却設備の設置に必要な資材を購入する場合にあつて

は八万円」を削り、同項の第二号中「八十万円」を「百五十万円」に、「五年」を「七年」に改め、同表青年漁業者等養成確保資金の項の第三号中「二十万円（）」を「二十万円（中核的漁業者協業体にあつては五十万円）」に、「八百万円」を「八百万円」に改める。

第三条中「二千八百万円」を「五千万円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告

示

青森県告示第六十七号

青森県ゴルフ場における農業の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成十四年二月二十七日

青森県知事 木村守男

青森県ゴルフ場における農業の適正使用等に関する要綱の一部を改正する要綱

青森県ゴルフ場における農業の適正使用等に関する要綱（平成二年九月青森県告示第五百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表中

「イソフエンホス	〇・〇一	を
「イソフエンホス	〇・〇一	を
「エトフエンプロックス	〇・八	に、
「ダイアジノン	〇・〇五	を
「ダイアジノン	〇・〇五	に、
「チオジカルブ	〇・八	を
「イソプロチオラン	〇・四	を
「イプロジオン	三	を

「アゾキシストロビン	五		
「イソプロチオラン	〇・四		
「イプロジオン	三		
「イミノクタジン酢酸塩	〇・〇六		
(イミノクタジンとして)			
「ペンシクロン	〇・四	を	に、
「プロピコナゾール	〇・五		
「ペンシクロン	〇・四		
「ホセチル	二・三		
「ポリカーバメート	〇・三		
「ジチオピル	〇・〇八	を	に、
「ジチオピル	〇・〇八		
「シデュロン	三		
「ナプロバミド	〇・三	を	に、
「ナプロバミド	〇・三		
「ハロスルフロンメチル	〇・三		
「ブタミホス	〇・四	を	に、
「ブタミホス	〇・四		
「フラザスルフロン	〇・三		
「に改める。			

附 則

この要綱は、平成十四年三月一日から施行する。

青森県告示第六十八号

農林水産大臣から、次のとおり森林について保安林の指定を解除しようとする旨の通知があったので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十四年二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 解除予定保安林の所在場所

黒石市大字浅瀬石字浅瀬石山一の一七六二、一の一七六三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林を解除しようとする理由

農道用地とするため

青森県告示第六十九号

青森県海面漁業調整規則(昭和四十三年二月青森県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定め、同規則第八条第三項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により告示する。

平成十四年二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十四年四月一日から同月十五日まで

備考

一 漁業種類

手線第二種漁業のうち、いさざびき網漁業

二 操業区域

東共第八号、第十号、第十二号及び第十四号の各共同漁業権漁場の区域のうち

漁業権者の同意のあった共同漁業権漁場の区域及びその沖合海域

三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度

八十四隻

青森県告示第七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、弘前広域都市計画道路事業の事業計画の変更を平成十四年二月二十日認可したので、同条第二

項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十四年二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 施行者の名称

弘前市

二 都市計画事業の種類

弘前広域都市計画道路事業(三・三・二号富士見町撫牛子線)

三 事業施行期間

平成六年九月五日から平成十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

なし

公 告

主要農作物奨励品種の指定

青森県主要農作物奨励品種規程(昭和六十年四月青森県告示第二百九十一号)第三条第一項の規定により主要農作物の奨励品種を指定したので、同規程第四条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 種類の名称

水稻

二 品種の名称

「青系酒一四〇号」

三 品種の来歴

昭和六十二年、青森県農業試験場において「山田錦」を母に、「華吹雪」を父

として人工交配を行った後代から育成された。昭和六十二年、冬期間に温室で雑種第一世代を世代促進し、平成六十三年に雑種第二世代、平成元年に雑種第三世代を圃場で集団養成後、平成六年に保存していた雑種第四世代の種子を心白で玄米選抜して播種し、個体選抜を行った。雑種第五世代以降は系統栽培により選抜と固定を図ってきた。平成八年に雑種第六世代で生産力検定予備試験並びに特性検定試験に供試し、平成九年から「黒酒一九〇五」として生産力検定予備試験並びに特性検定試験に供試した結果、有望と認められたので、「青系酒一四〇号」の系統名を付した。平成十四年で雑種第十二代である。

四 品種の特性の概要

1 形態的特性

(一) 稈長・穂長は「華吹雪」よりやや長く、穂数は「華吹雪」よりやや多い短稈・偏穂重型の梗種である。

(二) 稈はやや太く、倒伏抵抗性は「華吹雪」よりやや弱い「やや強」である。

(三) 粒着密度は「やや密」で、芒はなく、ふ先色は「黄白」である。

2 生態的特性

(一) 出穂期は「華吹雪」より一日程度遅く、成熟期は「華吹雪」並の「中生」である。

(二) 障害型耐冷性は「華吹雪」並の「中」である。

(三) いもち病の圃場抵抗性は、葉いもち・穂いもちともに「弱」で「華吹雪」より弱い。

(四) 収量性は「華吹雪」より低い。

3 品質特性

(一) 千粒重は「華吹雪」より軽い。

(二) 玄米は高級酒造に最適とされる点状あるいは線状の心白の発現が多く「華吹雪」に比べ明らかに優る。

4 栽培適地

品種の栽培特性から気象条件が最も安定している津軽中央地帯の平坦部で作付が可能である。

5 栽培上の留意点

(一) いもち病に弱いので、予防防除を徹底する。

(二) 穂ばらみ期の障害型耐冷性が強くないので低温時には深水灌漑とし、幼穂を保護する。

五 指定の理由
② 倒伏抵抗性が弱いことや品質の低下を防ぐために、多肥栽培は絶対に避ける。
搗精特性及び酒造特性が「華吹雪」より優れており、大吟醸用の青森県産酒造好
適米として期待されることから指定する。

主要農作物奨励品種の指定の取消し

青森県主要農作物奨励品種規程（昭和六十年四月青森県告示第二百九十一号）第三
条第二項の規定により主要農作物の奨励品種の指定を取り消したので、同規程第四条
第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 種類の名称 大麦

二 品種の名称 「ホテタイムギ」

三 指定の取消しの理由

昭和三十三年に奨励品種に指定されたが、現在作付けが行われていない状況にあ
り今後の作付けが見込めないことなどから、奨励品種の指定を取り消す。

主要農作物奨励品種の指定の取消し

青森県主要農作物奨励品種規程（昭和六十年四月青森県告示第二百九十一号）第三
条第二項の規定により主要農作物の奨励品種の指定を取り消したので、同規程第四条
第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 種類の名称 らっかせい

二 品種の名称 「タチマサリ」

三 指定の取消しの理由

昭和五十一年に奨励品種に指定されたが、現在作付けが行われていない状況にあ
り今後の作付けが見込めないことなどから、奨励品種の指定を取り消す。

主要農作物奨励品種の指定の取消し

青森県主要農作物奨励品種規程（昭和六十年四月青森県告示第二百九十一号）第三
条第二項の規定により主要農作物の奨励品種の指定を取り消したので、同規程第四条
第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 種類の名称 陸稲

二 品種の名称 「水野黒糯」

三 指定の取消しの理由

昭和三十四年に奨励品種に指定されたが、現在作付けが行われていない状況にあ
り今後の作付けが見込めないことなどから、奨励品種の指定を取り消す。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、
矢倉地区の県営土地改良事業（一般農道整備）計画を変更したので、同条第六項にお
いて準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十四年二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十四年二月二十八日から同年三月二十八日まで

三 縦覧の場所

七戸町役場

土地区画整理組合の解散の認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第四十五条第二項の規定により、

青森市三好土地区画整理組合の解散を平成十四年二月十九日認可したので、同条第五項の規定により公告する。

平成十四年二月二十七日

青森県知事 木 村 守 男

出 先 機 関

弘前土木事務所告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土木整備部建築住宅課、弘前土木事務所及び浪岡町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年二月二十七日

弘前土木事務所長 田 中 日出興

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
南津軽郡浪岡町大字浪岡 字淋城一七の二三	五・一・三二メートル	七・〇〇メートル	平成 一四・一・三

収 用 委 員 会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成十四年二月二十七日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 起業者の名称
国土交通大臣
- 二 事業の種類
一般国道七号改築工事
- 三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び面積等
別紙のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所
別紙のとおり
- 五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
別紙のとおり
- 六 裁決手続の開始を決定した年月日
平成十四年二月十九日

別紙

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び面積等

土地の所在	地 番	地 目		面 積		収用しようとする土地の面積 (m ²)	摘要
		公簿	現況	公簿 (m ²)	実測 (m ²)		
青森県青森市大字 安田字稲森	263番1	宅地	宅地	982.00	983.89	192.86	

四 土地所有者の氏名及び住所

土地の所在	地 番	氏 名	住 所
青森県青森市大字 安田字稲森	263番1	浅利銀三	青森県青森市大字浜田字玉川208番地の10

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

土地の所在	地 番	氏 名	住 所	権利の種類
青森県青森市大字 安田字稲森	263番1	株式会社 青森銀行 代表取締役 井畑明男	青森県青森市橋本一丁目9番30号	抵当権
		株式会社 コーナ 代表取締役 高橋勇蔵	青森県弘前市大字親方町1番地の5号	根抵当権
		有限会社 角丸商事 代表取締役 浅利銀三	青森県青森市大字浜田字玉川208番地10	抵当権